

# 非常警報設備の設置に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、非常警報設備の設置及び維持に関し、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(放送設備の設置方法)

第2 増幅器、操作部、遠隔操作器の設置位置として、規則第25条の2第2項第3号トに定める防火上有効な措置を講じた位置については、次によるものとする。ただし、遠隔操作器を病院、老人福祉施設等のナースセンター等に設ける場合は、この限りでない。

- (1) 避難階の避難上有効な出入口付近の室
- (2) 安全に避難ができ、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られ、開口部に防火戸を設け、火災による被害をうけにくい室

2 自動火災報知設備の地区音響装置は、次によるものとする。

- (1) 放送設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送を行うこととされたことから、規則第24条第5号に定めるところにより、次のア及びイの要件に該当する場合は、自動火災報知設備の地区音響装置を設けなくても支障ないものとする。

ア 感知器発報放送が、火災放送又は非火災放送若しくはマイクロホンによる放送のいずれかの非常放送がされるまでの間、連続して放送(手動可)されるもの

イ 10(3)の基準に従って放送設備のスピーカー回路を複数回線化したもの

- (2) 規則第24条第5号の規定にかかわらず自動火災報知設備の地区音響装置を設けるときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について(昭和60年9月30日付け、消防予第110号)」の例によるものとする。

- (3) 放送設備を設けた場合は、規則第14条第1項第4号に規定する「自動火災報知設備により警報が発せられる場合」と同等であると取り扱って差し支えないものとする。

3 非常警報設備の基準(昭和48年消防庁告示第6号。以下「告示6号」という。)第4・3及び4に定める放送設備の音響警報機能を有する音声警報は、規則第25条の2第1項に定める非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響を発する装置を付加した放送設備として取扱うことができるものとする。

4 スピーカーの設置方法は、次によるものとする。

- (1) 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域(防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸(障子、ふすま等遮音性の著しく低いものを除く。)で区画された部分をいう。)の運用については、次のとおりとする。

ア 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取り扱うものとする。

イ 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。

ウ 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取扱うものとする。

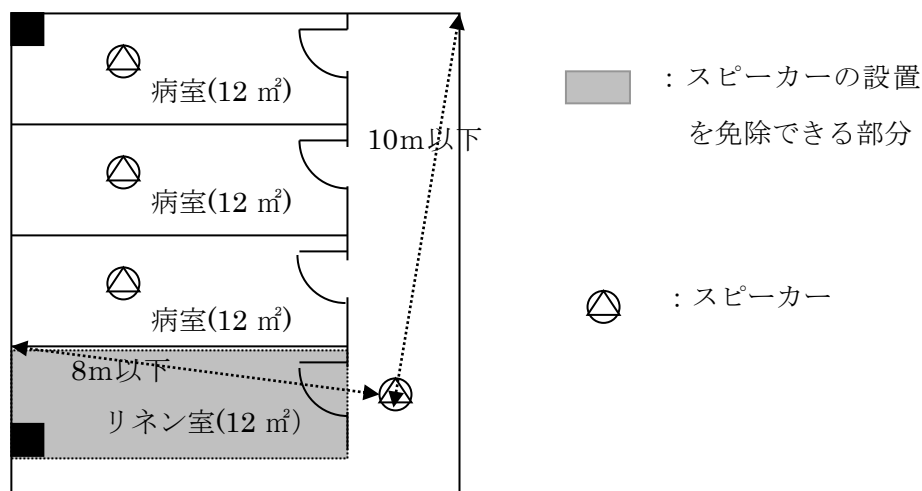
エ カラオケボックス、カラオケルーム等若しくは居室以外の部分で常時人のいる可能性のある遮音性の高い場所については、規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）ただし書きにかかわらず、当該部屋を一の放送区域として取扱うものとする。

オ 特殊な要件の放送区域（残響時間が著しく長い又は短い空間、大空間等）にスピーカーを設ける場合の規則第25条の2第2項第3号ハの基準に基づく音量及び明瞭度の確認については、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて（平成11年2月2日付け、消防予第25号）」によることとし、工事整備対象設備等着工届出書に当該資料を添付させるものとする。

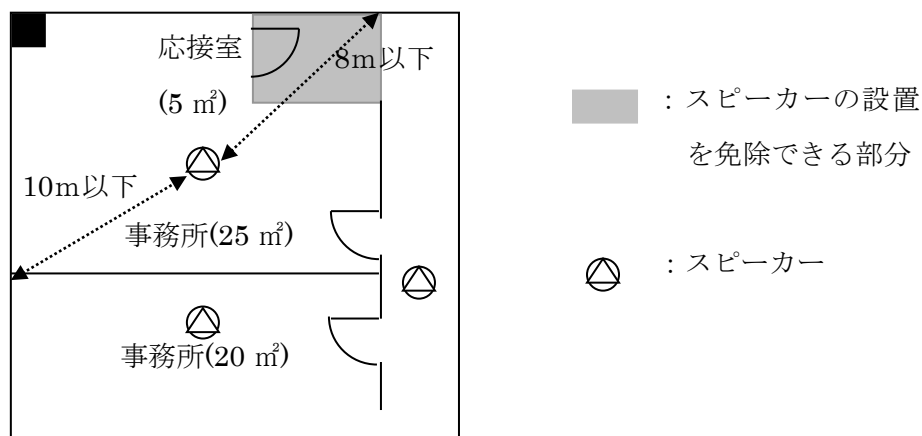
(2) 規則第25条の2第2項第3号ロ（イ）は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、直近のスピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置するよう指導すること。

(3) 規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

ア 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合



イ 居室でスピーカーの設置を免除できる場合



(4) 寄宿舍、下宿又は共同住宅の住戸部分については、令第32条を適用して住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取扱って差し支えないものとする。なお、当該防火対象物の用途を勘案して設置するスピーカーは、放送区域（住戸部分）の延べ面積に対応する種類のスピーカーを一つ設ければよいものとする。

5 規則第25条の2第2項第3号リ及び告示6号第4・1（4）に定める非常警報以外の放送を遮断することができる防火対象物の区域については、非常警報の放送が行われる防火対象物の当該区域とすることができるものとする。

6 規則第25条の2第2項第3号ヲにより、遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであることとされているが、全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が1以上防災センター等に設けられている防火対象物にあっては、令第32条の規定を適用して、次の（1）から（3）に掲げる場合は、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができるものとする。なお、本項目の適用に際しては確認申請書類及び工事整備対象設備等着工届出書等に明記させるものとし、区分放送をする遠隔操作器等の付近の見やすい位置に放送区域一覧図（当該遠隔操作器等が受け持つ放送区域を防火対象物の平面図等に明示した一覧図）を掲げるものとする。

なお、2以上の操作部相互間で同時に通話できる設備は（4）のとおりとするものとする。

(1) 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(2) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(3) ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象場所とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象全体に火災を報知することができるよう措置された場

合

(4) 規則第25条の2第2項第3号ヲに定める操作部、又は遠隔操作器等のある場所相互間で同時に通話できる設備（以下「相互通話設備」という。）については、次のいずれかの設備が設けられているものとする。

ア インターホン

イ 非常電話

ウ 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの、又はこれと同等の性能を有するもの

エ 自動火災報知設備の受信機等で相互同時通話が可能な機能を有するもの

7 音声警報音のメッセージは、次によるものとする。

(1) 告示6号第4・3(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする。

ア 感知器発報放送

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」

イ 火災放送

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難して下さい。」

ウ 非火災放送

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

(2) メッセージに外国語を使用する場合は、「シグナル音」・「日本語メッセージ」・「外国語メッセージ」・「シグナル音」・・・の順に放送されるものとする。

8 放送設備に使用する機器は、認定品又は告示6号に適合するものとする。

9 放送設備には規則第25条の2第2項第2号の2の基準に基づき起動装置を設けるものとし、規則第24条第5号により自動火災報知設備の地区音響装置を省略する場合にあっても、自動火災報知設備と連動させ、作動した階又は区域を自動火災報知設備に表示させるものとする。

なお、非常電話の取扱いについては、第3・3によるものとする。

10 配線等は、規則第25条の2に定めるもののほか、次のとおりとするものとする。

(1) 増幅部と操作部は規則第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置し、増幅部と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅部と操作部までの配線は、規則第25条の2第2項第4号ニの例によるものとする。

ただし、増幅部から操作部又は操作部から増幅部に非常電源を供給する場合の電源回路は耐火配線とするものとする。

(2) 遠隔操作部のみが規則第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置される場合で、増幅部又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とするものとする。

(3) 火災時に火災階のスピーカー回路が短絡した場合、感知器発報放送後の火災放送が、当該階

に報知できなくなる恐れがあることから、次のとおり複数配線化（スピーカー回路を複数回路とするか、若しくは回路分割装置によりスピーカー回路を2以上に分割することをいう。）を図るよう指導するものとする。

ア 適用範囲は、次によるものとする。

（ア）令別表第1、（5）項、（6）項及び（16）項 {（5）項及び（6）項の用途に供する部分に限る。} の防火対象物

（イ）カラオケルーム、飲食店、会議室等の小規模な部屋が連続する防火対象物又は防火対象物の部分

イ 複数回線化の方法は次によるものとする。

（ア）複数回線により構成する方法

（イ）スピーカー回路分割装置（以下「回路分割装置」という。）により分割する方法

ウ 回路分割装置は、次によるものとする。

（ア）設置位置は次のとおりとする、

a 原則として階ごとに設置すること。

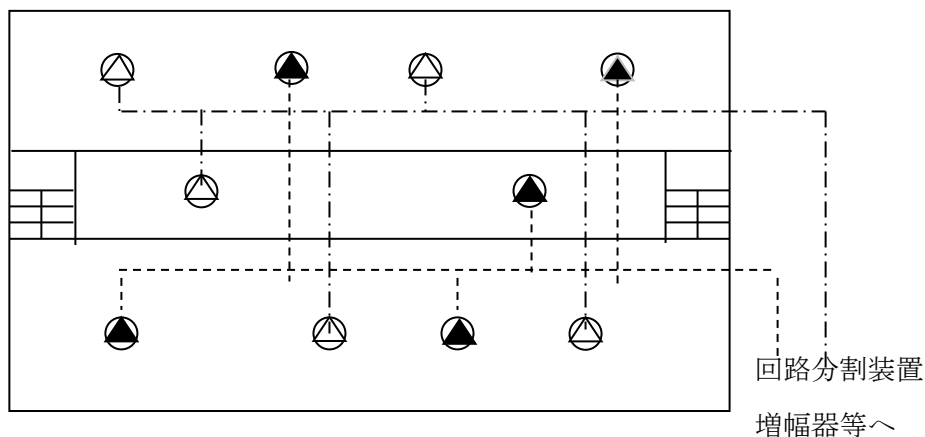
b 防火上有効な場所に設置するか、又は不燃性の箱に収納する等の措置を講ずること。

なお、回路分割装置の箱が不燃材料で作られているものは、不燃性の箱に収納されているものと同等として取扱うものとする。

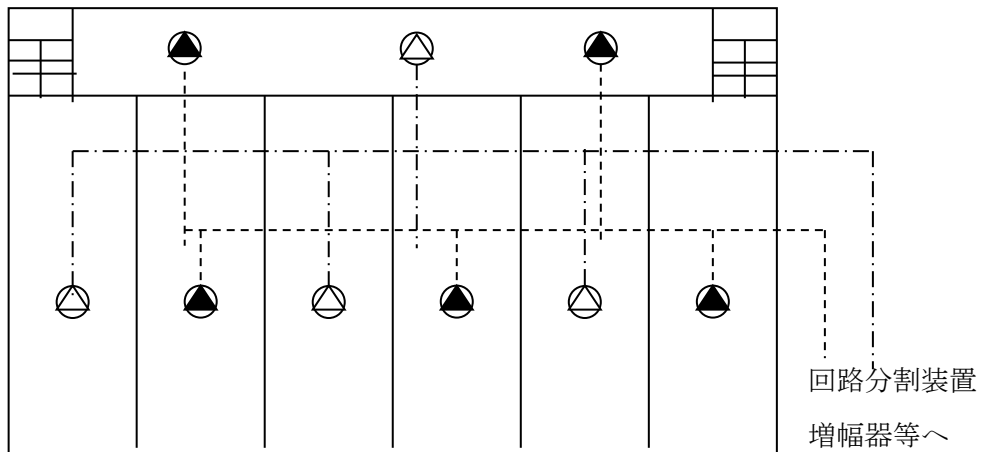
c 点検に支障のない場所に設置すること。

（イ）複数回線化した場合の配線方法については次の例によるものとする。

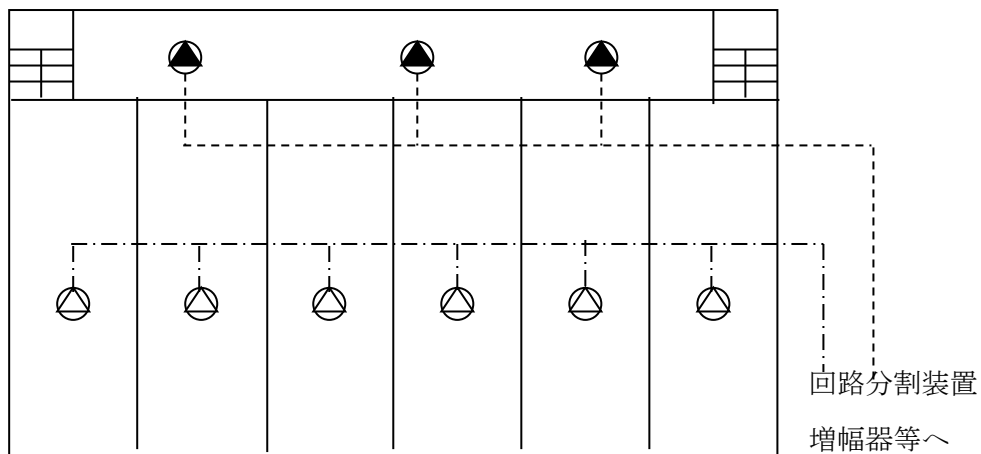
a 隣接するスピーカーを複数回線化した例1



b 隣接するスピーカーを複数回線化した例2



c 居室と共用部分を複数回線化した例3



(操作要領及び管理運用)

第3 放送設備の機能については、告示6号第4・4(2)に定められているところであるが、その機能は放送設備を次のように操作することを想定したものであるので、操作が的確に行われるよう防火対象物の関係者を指導するものとする。

なお、この内容は、放送設備の表示事項であり、取扱方法の概要にも記載されているので、指導の際に活用するものとする。

(1) 自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号(火災表示をすべき火災情報信号(アナログ感知器信号)を含む。以下同じ。)により起動した場合

ア 感知器発報放送の起動

感知器からの信号により自動的に行う。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示6号第4・4(2)イ(ロ)に定める場合は、自動的に行う。

(イ) (ア)による自動起動が行われる以前に、当該感知器発報区域付近等にいる現場確認者及び防災センター等から現場の確認に行った者(以下「現場確認者」という。)からの火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨の情報を得た場合は、手動により起動する。

ウ 非火災放送の起動

現場確認者から、火災が発生していない旨の通報を受けた場合は、手動により起動する。

(2) 発信機又は非常電話により起動した場合

ア 感知器発報放送及び火災放送の起動

告示6号第4・4(2)ロによる。

イ 非火災放送の起動

第2・7(1)ウによる。

(3) 感知器発報放送を手動により起動する場合

ア 感知器発報放送の起動

内線電話等により火災が発生した可能性がある旨の通報があった場合にとりあえず手動により起動する。

ただし、操作者の判断により、感知器発報放送を省略して、火災放送を起動できるものとする。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示6号第4・4(2)ハに定める場合は、自動的に行う。

(イ) (ア)による自動起動が行われる以前に、現場確認者から火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨の情報を得た場合は、手動により起動する。

ウ 非火災放送の起動

第2・7(1)ウによる。

(4) 音声警報音による放送中にマイクロホン放送をする場合

告示6号第4・4(2)ハに定めるように、音声警報音による放送中であっても、操作者によるマイクロホン放送が優先することとなっているので、火災等の状況に応じて、適宜、操作者による放送を行うことができる。

2 タイマーの設定等の設定に関して、告示6号第4・4(2)イ(ロ)c及び同ハ(ハ)に定める、火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、次のとおりとする。

なお、設定については設置検査時に行うものとする。

(1) 現場確認者と防災センター等の監視者が確保され現場確認者等から内線電話等により確認の

通報が操作部付近に伝達される体制が整っている場合は、5分以内とする。

(2) (1) 以外の対象物は3分以内とする。

3 非常電話等は、次によるものとする。

(1) 非常電話の親機は防災センター等に設け、子機は中央管理室及び設置を要する階の非常用エレベーターホール、連結送水管の放水口又は屋内消火栓箱のいずれかの付近に設けること。

(2) 防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うことができるものとする。

(3) 発信機により起動する場合、感知器発報放送を省略して火災放送を行うことが、防火対象物の用途、規模等から効果的である場合は、告示6号第4・4(2)ロのただし書きを適用して、直接火災放送を行うよう指導するものとする。

4 鳴動方式は、原則、一斉鳴動方式とする。ただし、規則第25条の2第2項第3号チに定める区分鳴動方式で作動するように設定された場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていることとされているが、一定の時間については、防火対象物の用途、規模並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、概ね数分とし、最大でも10分以内とする。

## 附 則

この基準は平成22年4月1日から施行する。